

## 熊本市上下水道局ホームページ広告掲載基準

制定 平成29年 5月22日上下水道事業管理者決裁

改正 平成29年12月27日上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本市上下水道局ホームページのアクセシビリティやユーザビリティの保持を目的とし、熊本市上下水道局ホームページ広告掲載取扱要領第2条第1号第2号に規定する基準を定めるもの。

(広告物の形式)

第2条 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(サイズ、画像形式及び容量)

第3条 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横160ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメーションGIF不可)、JPEG及びPNG
- (3) 容量 30KB以内

(禁止表現)

第4条 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

- (1) 「はい」、「いいえ」、「開く」、「閉じる」及び「キャンセル」
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(テキスト入力が可能に見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)

(局の掲載情報との区別)

第5条 閲覧者が熊本市上下水道局及び熊本市に関する情報であるかのように混同するおそれがある次のような表現を含む広告物は掲載しない。

- (1) 熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 熊本市上下水道局の事業又は熊本市政を連想させる文言を使用するなど、閲覧者が熊本市上下水道局又は熊本市の事業と誤解しやすいもの

(色調及び解像度)

第6条 広告物の色調及び解像度については、次の基準によるものとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を用いる場合には、文字が読みやすくなるように配慮しなければならない。
- (2) 金銀色及び蛍光色は使用不可とし、原色を使用する場合は、目立つことを重視するあまり極端な色使いにならないように配慮しなければならない。
- (3) 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(聴覚的方法の併用)

第7条 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げる際の代替情報を付加するものとする。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月27日から施行する。